

# I L O C o s t o f S o c i a l S e c u r i t y マニュアル

和訳（仮訳）

原文（英語）

## 【別添の位置付け】

- ・ 第 7 次調査資料（和訳 p. 1～，原文 p. 1～）

ILO The Cost of Social Security 1949-1966 (1972 年刊行) 資料から抜粋したものであり、本調査の定義や概要について記述されている。

- ・ 第 15 次調査資料（和訳 p. 10～，原文 p. 5～）

Cost of Social Security Basic Tables 1990-93 Introduction 資料 (1996 年掲載) から抜粋したものであり、本調査の定義や概要について記述されている。

該当 URL :

<http://www.ilo.org/public/english/protection/secsoc/areas/stat/css/cssintro.htm>

- ・ 第 19 次調査資料（和訳 p. 13～，原文 p. 9～）

The Cost of Social Security Nineteenth international Inquiry (1997) の資料から抜粋したものであり、第 19 次調査の定義や概要について記述されている。

(注：インターネットからダウンロードできる資料として Annex II)

該当 URL:

<http://www.ilo.org/public/english/protection/secsoc/downloads/stat/annex2.pdf>

## 【過去における主な改定経過】

1949 年 初回版策定

1996 年 機能別分類に関する追加等

## 第7次調査資料

ILO The Cost of Social Security 1949-1966(1970年刊行)資料から抜粋

### 調査の目的

社会保障の考え方は国によって異なる。ゆえに、調査の範囲を限定するために、なんらかの方法で社会保障を定義し、それによって比較可能性を確保し、同時にデータの収集の実務的な困難に対応する方法を見つけることが肝要である。

前の調査で含めるデータの収集のために社会保障の先験的な定義をつくる努力がされなかったために、論理的定義に沿ったデータを収集することはほとんど不可能であった。

「一国の社会保障制度」の一部と認識される以前に、それが含まれるかどうか疑わしい制度またはサービスについては、ある判断基準を満たすかどうかを見極めることのほうが実際的だと判明した。つまりその判断基準とは、比較するために以下に示した現行の条件を満たすものだ。

- (1) 制度の目的が、治療的又は予防的医療を提供するもの、所得保障を行うもの、あるいは扶養家族に対して補足的給付を提供するものであること。
- (2) 制度が法律によって定められ、それによって特定の個人に権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- (3) 制度が公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。

ただし、業務災害補償は時にもっとも歴史ある社会保障制度で、その責任が直接事業主に課せられていて、事業主が民間保険の利用を選択することを妨げていないので、上記(3)を満たさないが、社会保障に含める。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。その他の社会保障制度（例えば傷病や出産）についても同様のことが言えるが、国際比較のために、労働者災害補償は例外として、ここでは社会保障制度として含める。

この判断基準に従えば、一国の社会保障制度とは、強制加入の社会保険、特定の任意加入の社会保険、家族手当制度、公務員特別制度、公衆衛生、公的扶助、そして戦争犠牲者に与えられる給付、分けられる。

この定義にしたがえば多くの国で社会保障に関連した部門となっている一定の制度を排除することになるかもしれない。一方、ここで含まれる制度の中にはある国々ではそれを社会保障制度とは考えないものもあるだろう。例えば他の社会保障国際比較統計ではこれ

とは異なる社会保障の定義を採用している。欧州経済共同体（EEC）は基本的には ILO 調査と同じだが、公衆衛生・公的扶助（失業手当を除く）戦争犠牲者援護をその範囲から除いている。一方、北欧 5 カ国の社会保障支出の周期的統計ではそれらを含んでいる。しかし、それらも ILO のものとは公務員の年金制度を含まない一方、安全や事故対応の予防サービスや求職サービスや雇用創生事業や、ILO においては概念の外におかれている、こどものための税額控除額の推計がふくまれている。

国々の社会保障の概念からして問題視されるかもしれない点は、たとえば多くの国で社会保障制度と考えられているもので、この ILO の定義から落ちてしまう 2 つの種類の制度があると考えられる。それらは、上記（2）（3）の基準からすれば、任意または選択性の保険制度はここにはふくまれない。また、法的または契約上事業主が業務上のけが以外に不測の事態において支払わなければならない給付がある。第 9 回労働統計に関する国際会議で「法律外の制度」の重要性が多くの国で確認された。たとえば、労使間で合意された産業の制度や事業主独自の制度や他の任意または慈善的制度。そのようなわけで、ILO はいくつかの国々の行政機関に、利用可能なデータがあるかどうかパイロットスタディとして調査をおこなった。調査結果から、ある国々ではかなりの財源を国民を保護するためにつぎ込んでおり、公的（法律上の）制度を、そうでないものよりも多く集計することのほうが望ましいと結論づけた。そのうえ多くの国々では適切なデータが定期的に収集されているのではなく、逐次行われる特別調査によって得られることがわかった。すべての非法的制度に関する強い意見はきかれなかった。それらのデータはいくつかの資料に分散しており、たいいてい完成されていなかった。ILO の社会保障専門家はこの分野のさらなる研究が必要だと述べている。ILO 事務局は前回の調査のときに、非法的制度についても収集をこころみたが、結果はいまのところ否定的である。そこで、事務局はこの課題そのものは周期的集計にたえられないと考えている。事務局はいずれにしても、この研究を継続し過去 10 年間にこの分野で重要な発展があったことをふまえて今後も非法的制度についてもデータを収集更新していく。また、時に、非法的と法的の間の境界線が引きにくい現実もある。例えばオランダでは多くの無料の年金基金が異なる多くの産業で構築されてきた。そのような基金との関係でいえば、1949 年批准された法 17 によって強制的につくられた制度かもしれないが、その場合は法的制度と考えられ、この費用定義にふくまれてくる。法 17 をもとに作られた制度でなければこの調査の範疇外になるが、いずれにしてもそれら 2 つの制度タイプは本質的に変わらない。

もう一つの保護の種類は多くの国々で重要であり、北欧諸国では社会保障統計にまで計上されているところだが、扶養者に対する所得税額控除がある。このような保護は、間接的な家族手当と言ってもよいが、国際比較統計を整備するにあたってそれらを入れることは好ましくないと言わざるを得ない。それは、まず国々で税制優遇措置で間接的な給付と

考えられる制度は例えば、社会保険料控除や社会給付控除、医薬品に対する課税免除など、異なっている。次に、そのような数値はほとんどの場合一定の推計なしには出てこないが、本来本統計は決算をもとに集計されていること、さらに言えば、推計をもってしても数値がでてこない可能性もある。

他の例で、スイスにおいては、徴兵されている間の収入保障が社会保障制度の一部としてある。ほとんどの国では、この保障は、軍隊にいる人々の給与として支払われるか、または特別な制度で社会保障制度とは区別されている。ベルギーにおいては、社会保障制度の特別制度が、被用者の年次休暇の所得保障を含んでいる。そのような給付は、他の国との比較性を低下させるので、この調査に含むことはできない。

他の種類の制度で、いくつかの国々で社会保障制度の一部と考えられているものは、事故予防や失業対策の公的雇用があげられよう。いくつかの国では事故予防サービスは労働災害補償制度によって運営されており、その場合予防サービスだけを区別することは困難である。一方他の国々では事故予防サービスは他の分離した制度（たいていは公的サービス）で運営され、その費用は楽に区別できる。事故予防給付を含むかまたは含まないか、いずれにおいても統一したデータを各国から収集することは不可能なので、事故予防支出は労働災害補償制度の中で支給される場合には含め、それ以外の制度によって分離して支給される場合はふくめないこととする。いくつかの国、例えばチェコスロバキアでは、医療保険がリクリエーションの組織に関係するマイナーな項目を含んでいる。しかしながら、リクリエーションはこの定義からはずれており、その関係のデータは集計表からは除かれている。

失業者の公的雇用は失業対策の重要な手段と考えられている。しかし、それらは国によって様々な形態をとっており、その目的は時に直接社会保障とは言えない。（例えば、地域開発事業の一部になっている）したがって、失業給付とそれ以外に分けることが難しく、いれることによって他の国との比較性を低下させるので、この調査にはふくめるべきではないと助言した。同じことが、職業紹介サービスについて言えるが、失業保険を機能させるのに最も重要で書くことのできない事業であり、国によっては社会保障統計に含んでいるのでいれることとする。（例えば北欧諸国の社会保障統計にはふくまれている。）

多くの国では、公務員に対する制度は社会保障制度の外に置かれ、民間の非法的制度と同様の扱いを受けている。しかし、まず、公務員制度は法律によって設置されており、前出の判断基準の（２）（３）に当てはまり、民間の非法的制度とは異なること。次に、いくつかの国では、公務員は特別な制度に入っているため、国民全体の制度に含まれない。おなじことは、ある国では特殊な産業においても言える、例えば鉱山や鉄道に従事する人々；

もしそうだとすれば、それらの制度はこの調査の判断基準の範囲に含まれる。もし仮にそれらの特別制度が含まれないとなったら、各国間で比較精度が落ちることになる。

最後に、国民経済計算の社会保障の定義は、ILO のそれよりかなり限定的になっている。例えば、改訂国連国民経済計算（SNA）では社会保障制度は「政府サービス生産者」の中で以下のように定義されている。

社会保障制度とは政府によって構築され、管理されまたは資金を提供されるものを含む。政府の介入は被用者や事業主の強制的拠出により集団の全体やまたは特殊集団を網羅する。そのような制度は、加えて集団の構成部がその制度に自発的に参加することを認めている。制度は政府がその役割を事業主や人事担当としてのみ担う場合、例えば、集団を対象にする社会保障制度とは大きく異なるか又はそれが公務員の団体交渉にあたる場合はそれらを含まない。そのような制度は年金制度と考えられる。その制度が政府による強制的拠出を伴わない場合でも、仮に法律や公的監視により、又は政府の財政的支援により成り立ち、その制度があきらかに国民に普遍的な社会政策の一部となっている場合は、政府によるサービスとなる。

しかしながら、公務員（軍人並びに文人）については、政府サービスには入れない。年金については「社会保障基金並びに他の財政制度」に含まれる。

同じように、家族手当と社会扶助補助金は「負担のない経常移転」と分類される。一方、ILO 基準の調査ではそれらすべての給付は社会保障本体に含まれている。

## データの収集と公表

各国からの調査に対する回答をもとに、事務局では次の 68 カ国について統計をまとめた。

オーストラリア・オーストリア・ベルギー・ブラジル・ブルガリア・ビルマ・カメルーン・カナダ・セイロン・中国（台湾）・コロンビア・コスタリカ・キプロス・チェコスロバキア・デンマーク・エクアドル・エルサルバドル・フィンランド・フランス・ドイツ連邦共和国・ガーナ・ギリシャ・グアテマラ・ギアナ・ホンジュラス・ハンガリー・アイスランド・インド・イラク・アイルランド・イスラエル・イタリア・ジャマイカ・日本・ルクセンブルク・マレーシア・マルタ・モーリタニア・メキシコ・オランダ・ニュージーランド・ニカラグア・ノルウェー・パキスタン・パナマ・パラグアイ・ポーランド・ポルトガル・ルーマニア・ルワンダ・シンガポール・スペイン・スウェーデン・スイス・シリアアラブ共和国・トーゴ・トリニダードトバコ・チュニジア・トルコ・ウクライナ・ソビエト連邦・英国・アメリカ・上ボルタ・ウルグアイ・ベネズエラ・ユゴスラビア・ザンビア

ILO の社会保障給付費統計に参加する加盟国は順調に増加している。1949 年にはじめて調査したときにはわずか 24 カ国で、第 6 回（現在集計中）では 61 カ国が完全なデータを提供した。いくつかの国のデータは、国際比較の精度を下げると懸念されるため、ここには含まれていない。一方、完璧ではないものの、データが提出されたことは興味深く第 9 表（給付種類別または付帯条件付）にはふくめている。

社会保障制度の成り立ちや多様な概念、各国で採用されている定義や方法ゆえに、完成した統計を集めることは大いに困難であり、68 か国から集められた相対的に完成度の高いものを、上記に述べた各国が気にしているサービスの構成についてかなりの努力をしながらまとめた。

この調査で定義された社会保障制度は多様な組織によって管理された異なる制度によっており、時にはそれが高度に地方分権化されたり、地方自治体によって行われたりしている。すなわち、国レベルで集計をするには、時間がかかる、また制度によっては会計年度が終わってから 1 年半や 2 年もかかることがある。それゆえに、刊行時にそこに掲載された年とのギャップがあるのである。

いくつかの国々ではデータの時点にギャップがあるが、それらは総じて小規模のサービス部分であり、主たる社会保障制度の説明に支障はない。データの欠損については、各国の表の脚注に解説を加えている。ギャップは公衆衛生や公的扶助などの地方政府が施行しているサービス、又は他の地方自治体が運営する家族手当制度などであり、ほとんどの国々で中央政府のデータより地方自治体のデータのほうが得られにくいといわれている。しかしながら、欠損は徐々に減少している。ほとんどの国ではこのプロジェクトに以前提出したように、補足データで欠損を補うことができている。

労働災害補償制度が民間保険や事業主が直接責任で実施している場合、難しい問題がある。事業主責任で実施している場合は、なんらかの推計が必要でその結果の正確さもいろいろである。経験によれば、そのような推計の正確さは改善されつつある。事実、総じて今回の調査のほうが前回よりもより完成度の高いデータが提供されている。加えて、参加している国々は補足的なデータをさかのぼって提出しており、そのことで年々データの精度が向上していると考えられる。

収入と支出の内訳が以下のフレームワークで提供されている。

収入

    抛出：

        被保険者

事業主  
社会保障特別税  
国庫負担  
他の公費負担  
資産収入  
他制度からの移転

#### 支出

給付：  
医療（現物）  
現金  
管理費  
他制度からの移転  
その他支出

上記項目の違いについて特段のルールを作る必要はないと思われるが、いくつかの項目については追加で説明が必要かもしれない。

#### 収入

被保険者拠出には拠出と考えられる特別税も含まれる。例えばデンマークやスウェーデンの年金特別税、ニュージーランドの社会保障所得税など。興味深い例としてはオランダがあげられよう。居住者のうち 15 歳以上 65 歳未満の全人口をカバーする、一般老齢年金制度と一般遺族年金制度、は特別拠出で課税所得に 6.75%（上限あり）を掛けた額で財源を確保している。1957 年 1 月 1 日に一般高齢者法が施行されて依頼、国庫財源だった非拠出制度は廃止された。この制度を支える基金は、事業主によって支払われる「平等化税」で給与の 4.5%（上限無）に当たる額により財源が確保されていたが、これも一般高齢者法でいったん廃止されたが、1956 年 12 月 14 日の特別措置によって事業主は 5.6%の給与（上限あり）を上乗せする義務が課された。そのようなわけで、変化は事実上大きな変化があるようには表では見えなくなっている。

#### 社会保障特別税

これは社会保障にその全部か一部があてられる、直接税か間接税をいう。しかしながら、国庫負担とこれらの税の違いを区別することが難しい時もある。上記のオランダの例や、第 3 回調査でスイスから報告されている例がある。

公的組織による事業主としての拠出、公務員制度または一般社会保障制度、は事業主拠

出の項目に計上する。一方、事業主として以外の一般制度や国庫負担や地方自治体の負担は、それが規則性をもったもの（例えば、被保険者や事業主の拠出が決まった割合であるとか、各自一定額だろうが）であろうが規則性の無いもの（例えば財政赤字の一部または全部をカバーするなど）であろうが、それぞれ国庫負担や他の公費負担として計上する。

民間保険や事業主責任で直接行う、労働者災害補償制度については事業主拠出に事業主が支払う保険料や直接支払われる補償支出を入れる。民間保険でおこなわれている場合はたいいてい、データは完全ではなく、収入に資産収入やその他収入が含まれている。

連邦国家の場合、国庫負担には連邦国家や中央政府の負担を含むが、州政府やその群政府の負担は、他の公費負担に入れる。

二重計上を防ぐために、この調査の範囲内でやりとりされる移転については、支出と収入の両方で別の列を設ける。そうすると、収入総額がその移転部分を控除して国際比較ができるようになる。一国の報告において、他制度への移転と他制度からの移転は同額になるはずであるが、制度による会計期間や財政年度の違いによって必ずしもそうではない。しかしながらこの違いは重大なことではなく、各国に対してはなるべく均衡するようにデータの提供をお願いすることで対応すべきである。

## 支出

支出側では、区分は医療と現金又は所得保障からなっている。医療以外の現物給付（サービス）は所得保障に関係していると考えて、現金給付に入力する。例えば、老人ホームにかかる現物給付の支出は、それが現金で支給されていなくとも現金にいれる。仮に医療費の全部または一部が償還払いとなっても、医療にいれ、現金にはいれない。給付にかかる自己負担や、社会保険から償還される費用については、この調査では範疇にはいれていないため、報告からは除く。

正確な管理費のデータを得ることはしばしば困難である。たとえば、管理を担当する組織がこの調査の社会保障制度以外の管理も同時に行っている場合がある。例えば、職業紹介と失業手当の支給は同じ組織が行っている。社会保障制度だけ区別した管理費の会計はめったにない。そこで、たいいていの場合、推計をくわえなければならず、時には推計すらできない場合もある。そこでいくつかの国（例えばチェコスロバキア・ルーマニア・トリニダードandtobago）では管理費が計上できていない。その他、公衆衛生や公的扶助の場合、かならずしもサービスと管理費を区別することができない。結果、調査では管理費について全体のデータを示すことが難しいので、ここにあるデータを用いて何らかの分析を行うときにはこの限界を留意すべきである。すべての管理費が国や地方自治体に請求さ



れるところもあるが、異なる制度の間で管理費をわけられない国もある。その場合は国が追加で行を増やして、管理費を記入するようにした。そのような場合は「他の制度に振り分けられない管理費」とした。

データは、実際の支払いに関連した給付または、その期間に受給者に移転されたサービスの額である。技術的な基金や積立金に入ったものは含まれないが、収支差のところに表現される。そこで、今回の調査の制度の会計運営については反映されない。そこで、収支差は、年金のように基金が重要な制度や、制度創設もない制度などの場合金額が大きくなる。

## 国際比較

1959年 ILO 社会保障専門家会議（ジュネーブで 1959 年の 1～2 月開催）では、事務局がすすめている国際比較作業の重要性を認識し社会保障調査を継続するようにとのことだった。1964年 ILO 社会保障専門家会議のアクチュアリ分科会ならびに 1967 年の社会保障専門家会議においても ILO 調査の重要性が強調された。

専門家会議で強調されたことは、相対的な比較基準と指標の重要性だった。それらの指摘は、総合的なコメントとして今回の第 2 部のデータ部分で多くの比較テーブルをいれたことで対応した。

ここで引用するデータは各国の報告からとった総額であり、付録に表現されているように、社会保障保護は各国間でその程度が大きく異なる。さらに言えば、一国の中でも、社会保障制度の恩恵を被る人口は大変異なる。これは発展途上国においてなおさら顕著な傾向である。したがって、全体の平均が必ずしも①国民に対する適切な社会保障の規模を表すことにはならない。おなじことは、非法的制度によって社会保障が提供されている国または、事業主負担や直接給付によって社会保障が行われている国についても同じことが言える。例えば、病欠の場合に給与で補填、医療給付が直接事業主から支払われたり、出産給付が事業主から直接給付されたりなど。さらに、各国の社会的、経済的、政治的なりたちの違いが社会保護の必要度の違いとなっている。その結果、社会保障のそれぞれの制度の相対的重要性は異なっている。たとえばある国では医療が重要視されある国では年金が重要視されるといったように。ほとんどの国において社会保障制度の発展はまだ最終段階にまでは到達しておらず、社会保障のさまざまな制度の費用についても異なっている。現在の調査結果に示された財政規模は違うが、さまざまな国において社会保障制度の充実に満足のいく水準にまで達しているわけではない。加えて、偶発的な不測の事態に対する費用はその国が直面する事態によって様々である。例えば、失業率が高い国では多くの失業給付の支出がある。または、感染症のまん延を経験した国ではその回復のために多くの医

療費が支出される。社会保障制度で考えられることの他、たとえば他のことは平等で、ある国では社会保障費用の規模が小さいのは失業率が低く、国民が健康で病気になりにくいのかもかもしれない。

最近では多くの工業国で様々な要因（歴史的、地理的、文化的、要因）が経済的な要因よりもより社会保障の発展に影響しているとする研究がある。社会保障の発展の国際比較は比較対象の国々の深化した歴史的・政治的そして社会学的研究を基礎としてはじめて意味をもつのである。

## 第 15 次調査資料

Cost of Social Security Basic Tables 1990-93 Introduction 資料(1996 年掲載)

社会保障給付費基礎表 1990～1993 年 — はじめに

国際労働機関（ILO）は、社会保障制度の財政移転での統計データを得るために、3 年ごとに、すべての加盟国に送られる質問票によって社会保障費用調査を実施してきた。1949 年以来、ILO によって実施された調査は、特定の基準を満たすすべての枠組みや制度が含まれている。過去の調査結果は、以下の 2 つの刊行物で公表されている。

■ 基礎表

■ 社会保障費用（比較表）

最後の調査は、1987 年から 1989 年の比較表からなる社会保障費用 14 次調査として公表されている。これは ILO 出版部から購入することができる。1990～1993 年の 15 次調査の結果は、インターネット上のみで公表されており、出版物はない。

調査の目的

基本的な調査の目的は、各国において次の 3 つの条件を満たす社会保障の制度やサービスにおける収入や支出の可能な限り整備したデータを得ることである。

- (1) 制度の目的が、治療や予防医療を付与し、収入の全部又はその大半を不測の事態によって喪失した場合に、人々が収入を維持させたり、又は家族責任を負っている生計維持者に対して収入を補填したりするものであること。
- (2) 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- (3) 制度が、公的、準公的又は独立の機関によって管理されていること。

しかし、労働者災害補償の制度は、上記（3）の条件を満たしていない場合、例えば雇用主が直接責任で労働災害の補償をする場合などがあるが、労働災害補償制度は本調査の範囲に含めるべきである。

## 調査対象の制度

上記から、調査は以下の制度を対象とする。

- (a) 強制的な社会保険
- (b) (2) の基準を満たす任意の社会保険
- (c) 一般的非拠出制の制度
- (d) (3) の範囲内の特定職域基金
- (e) 雇用主責任で実施される労働者災害補償
- (f) 家族給付制度
- (g) 法律によって定められ、すべての市民に一定のサービスと給付の権利を付与する国家医療サービス
- (h) 公務員のための特別な制度や協定（年金、家族給付、疾病、労働者災害補償など、拠出制か否かは問わない）（公務員のための特別な制度は、一般的な社会保障制度や仕組みと区別する。この調査では、公務員とは、行政や公的な教育・健康・社会的・文化的なサービス部門に従事する働く人々をいう。文官、武官とも含まれている。公共事業に係る従業員もこのカテゴリーに入るならば、それは脚注で示されなければならない）
- (i) (1) の基準を満たす公的扶助
- (j) (1) の基準を満たす戦争犠牲者への給付
- (k) 産業又は職業の制度、又は、上記の(1)～(3)の3つの基準に合致する、雇用主と労働者の合意によって確立された制度や協定

## 本調査から除外される制度

以下の制度はこの調査から除外される。

- (a) 法令によらない制度、例えば、個人保険・基金の造成又は職業組織による非公的福祉基金団体保険、互助会など
- (b) その設立が法律により雇用主に課されずに提供される、産業別又は職域年金制度や、労働者と雇用主との間の合意により単独で設立された特定職域基金
- (c) 法律によって雇用主に法律で課された義務（労働者災害補償を除く）のうち、所得標準化のための基金（equalization fund）を使うことなしに、雇用主が従業員に直接支払う家族手当、疾病や出産又は脱退の場合の賃金の一部支払
- (d) 私的援助及び慈善事業

## 対象となる偶発事故

調査で対象となる偶発事故は、ILO の社会保障（最低基準）条約、1952 年（102 号）の別の部分で定義されており、それは以下のとおりである。

- 医学的処置
- 疾病給付
- 出産給付
- 高齢給付
- 障害給付
- 遺族給付
- 家族給付
- 労働者災害給付
- 失業給付

## 表

各ファイルは、次を含む。

- 各機関によって ILO に提供される基礎的な社会保障の収入及び支出の数値を含む表
- 基礎的な社会保障の収入及び支出の GDP 比の表
- 基礎的な社会保障の収入及び支出の US ドル換算値の表

会計年度が暦年（1～12 月）に一致していない場合は、表において、按分され調整済みの GDP と為替レートが計算で使われている。

GDP と為替レートの出所は、次のところで提供されている。

- 国際連合（UN）統計部門－国民経済計算部門、経済統計支部
- 自国通貨から US ドルへ換算する為替レートは、国際財務統計で国際通貨基金（IMF）が公表する市場平均レートである。自由市場レートが利用できない場合にのみ、公定為替レートが使われる。IMF 非加盟国に関しては、使われる換算レートは、国連の標準為替レートである。市場レートを使用するときは、いくつかの国で US ドルの所得水準値をゆがめるかもしれない点に留意する必要がある。したがって、国際比較や経年比較はともに慎重に対処する必要がある。

現在までの調査は、1990 年から 1993 年を対象としているが、特定の国は、1989 年及び 1994 年のデータが提供されている。

## 第 19 次調査資料

The Cost of Social Security Nineteenth international Inquiry(1997)の資料から抜粋

### ANNEX II 補論 II :

#### DESCRIPTION OF 1997 QUESTIONNAIRE 1997 年の調査票に関する記述

##### 1. Important guidelines 重要なガイドライン

###### 1. 1 General 一般事項

the Cost of Social Security Inquiry には、National Data、国レベルでの総計された社会保障支出と収入を記入する（つまり、1つ以上の機関が、例えば、老齢年金を供給している場合には、そのような供給機関の支出と収入の合計を記入すること）。しかしながら、今後の the Cost of Social Security Inquiry では、機関レベルのデータを基礎とした調査となる予定である。

データは暦年（1月1日から12月31日まで）のものを使用のこと。もし、これが入手できない場合は、記入されたデータが正確にどの期間を説明しているものであるかを明記すること。

1つのセットは—収入、支出、調整項の表からの一般情報で構成される—、調査がカバーしている各年ごとに記入すること。

提出されたデータを正確に解釈するために、補助的な説明が必要な場合には注をつけること。

###### 1. 2 支出と収入のデータ

統計データの国際間比較を可能にするために、データは総支出 (gross expenditure) を記入すること。この方法は国税法が異なることによって生じる問題に対処するために採用されてきた。

データは質問事項の中で要求されているように、個別の支出項目 (disaggregated のもの) を使用のこと。しかし、細分化不可能な場合は、提出されたデータの正確な内容について説明すること。

### 1. 3 Data on protected persons, beneficiaries and contributors 被保険者、受給者、社会保険料納入者

受給者の数と同様に、各々の特定のリスク/事故に対して被保険者の数に関するデータは社会保護支出表 I に報告すること。受給者数に変動する給付の場合 (recurrent benefits) については、受給者の年間平均人数を記入すること。その他の給付については、報告された件数を報告すること (例えば、失業手当については、失業手当が支払われた年平均件数を報告する)。

社会保険料納入者数 (the number of contributor) (つまり、調査票が設定されている会計期間に社会保険料を支払った被保険者の年平均人数) については社会保護収入表 II (Social protection table income II) に記入すること。

上記の情報について個人単位ではなく世帯単位でしか情報が得られない場合は、どのようなカテゴリーを参照しているのか記入すること。

用語の**定義**は以下の通り：

**被保険者**：個々の所有する権利の下に保護されている個人であり、それはつまり、事故が起こった場合に、その個人の名義で給付をうける権利を得ている、または、第三者 (つまり、扶養者) が得る給付が発生するような個人である。一般的に、保護された個人とは保険料の支払いと関連している。つまり、その個人の名義で保険料が支払われている個人である。つまり、被保険者の概念とは次のようなものである。

- 高齢、遺族、傷害、労働災害、家族、失業、住宅、社会保護給付カテゴリーは社会保障の対象となっている個人について参照する。
- 遺族給付カテゴリーについては、その個人の死亡によって遺族給付が発生するような個人をカバーする。
- 病気、健康、出産給付については、保障の名義人と同様に、被保険者の扶養者もカバーされる。

**扶養者**：被保険者との関係において、被保険者の権利をベースとした社会保障給付を得る権利を持つ者。

**受給者**：様々なリスクの下に給付を受けている被保険者。つまり、被保険者の概念（内容）は次のようなものである。

- 高齢、障害、労働災害、家族給付、失業、住宅、社会保護手当カテゴリー：その個人の名義の給付を得ている者。
- 遺族年金カテゴリー（労働災害カテゴリーの遺族も含む）：被保険者の死亡によって社会保障給付を受ける権利が発生する扶養者をいう。

## 2. General concept 一般的概念

調査票の各事項の詳細な記述をおこなう前に、調査票で使用されている幾つかの概念について以下で類別する。

- “Prescribed”（規定された）とは、国家法のもとに決定されたということの意味する。
- Periodic cash benefits on a regular basis (regular basis で定期的に支払われる現金給付) は other cash benefits (その他の現金給付) とは異なる性質を持つものである。前者はある定められた期間の間、規則的な間隔（一般的に、月、四半期ベース、例えば、年金）で何度か支払われ、その主な存在理由は就労不能であることによって喪失した所得を、ある適当のレベルまで、回復することによって、所得保障を提供することである。後者は一般的に不定期に、または、1回限り（例えば、埋葬補助給付）支払われるものであり、その本来の目的は現金補助をおこなうことで、所得保障をおこなうことではない。
- Periodic cash benefits on a regular basis は periodic cash benefits (定期的な現金給付) とは異なる。後者は現金補助が本来の目的であり所得保障をおこなうことではない（例えば、Periodic cash payment は子どもを育てたり、他の扶養者お世話をするための費用を賄うために家族を補助する目的である家族の機能の下で支払われる）。しかしながら、これらの現金給付は定期的に何度も支払われるため、other cash benefits のカテゴリーには入らない。
- Total receipts (総収入) と total expenditure (総支出) はバランスしていなければならない。両者の差は調整項に報告すること（point 5を参照）。
- 様々な機能の下で給付を受けている個人に支払われている Periodic family/dependent supplement (定期的な家族/扶養者補助) は、家族の機能の下でカバーされていない、それが主にカバーされているリスクの下で報告される（つまり、老齢年金受給者に支払われる家族手当は、高齢機能に含まれる）。この方法は国際間比較を可能にするために採用されてきた。なぜなら、多くの国で、これらの支払いをその主たる給付支払いから分離することが可能でないからである。しかし、可能な場合は、この目的で設けられている別枠にこの額を記入すること。
- Medical care benefits (医療給付) は sickness and health (疾病と保健) に該当する



ものであり、(就労に関連した傷害/病気の関連で給付) employment-injury (労働災害) 以外においては、各機能の支出項目に含めないこと。

— 支出の償還は常に benefits-in-kind (現物給付) として扱う。さらに、被保険者や被保険者の扶養者に直接支払われない現金給付は benefits-in-kind (現物給付) として扱う(例、医療サービス供給者に対する支払い)。

— Lump sums (一括給付) は退職、傷害、被保険者の死亡に際して一定額の現金が支払われるような制度の加入者に支払われる 1 回限りの現金給付である。

— すべての fiscal expenditure (租税支出) (所得控除及び税額控除) は考慮しない。しかし、政府からの現金移転は収入として記録される。

— “of which” の記述は入手可能であれば提供されるべき情報である。

— benefits included と benefits not included はすべての事例を網羅したものではない。

### 3. 支出項目についての補助的記述

#### 3. 1. 社会保護給付

社会保護給付は 9 つのリスクとニーズの 1 つとして欠乏や貧困を緩和する目的である社会保護制度によって移転される給付である。

給付のタイプは現金と受給者によるサービスの相互分配を伴わない現物に限定される。

— Cash benefits (現金給付) は所得保障、所得補助給付、職能保険基金からの一括給付、手当や償還ではない(つまり、受給者が支出証明を提示しなくてもよいような)その他の現金給付と定義される。これは、就労不能期間中に被雇用者に支払われた賃金や給与は別として、仕事に対する報酬(賃金、給与、生活手当のように仕事に関連した手当)はふくまない。さらに、被保険者の自己負担分(co-payment for health care 健康保険における患者負担など)サービス供給者によって償還されない費用もこの項目から除外される。

— In-kind benefits (現物給付) は 現金償還の形態で、あるいは受給者に直接的に支払われる財やサービスである。償還の意味は、受給者が支出証明を提示する費用があるということである(例、埋葬費、在宅療養費用)。

##### 3. 1. 1. Old-age 高齢

この機能は退職によって労働市場から引退した人に支払われる全ての給付をさす。高齢給付は幾つかの限定された条件を満たす人に支払われる。

条件は以下の通りである。

- 被保険者である労働者（active persons）が通常の保険で定める退職年齢に従う、制度の法規または国家法によって定められておりその特定の標準退職年齢に達していること。多くの諸国では、標準退職年齢は 55 歳から 65 歳である。例えば、スイスの標準退職年齢は現在のところ男性 65 歳、女性 62 歳（段階的に延長をしており、2001 年から 63 歳、2005 年から 64 歳）である。この標準退職年齢前に退職する場合は、年金支給額が減少する。
- 社会保険料を一定の最低期間納入していること。多数の諸国で、この最低期間は保険料納入期間の 10–15 年間に設定されている。ある国では、被保険者は標準退職年齢に達するまでに、納入期間満了した後、老齢年金の受給資格を得る（例、モロッコでは 21 年間、アフリカのフランス語圏では 30 年間）。
- 住民票（居住者）または国籍が必要（例 多様なリスクに対して自国民のみを保障対象にする制度もある）。

#### 該当する給付の例

- 老齢年金の受給者を対象に給付される定期的な被扶養者のための手当。
- 制度で定められている法定退職年齢に達している受給者に支払われる障害年金、ある国の場合、障害の機能に登録されたままで老齢年金に移行しないこともある（例 トリニダードとトバゴ）。
- 通常の退職年金または早期退職年金のどちらかに該当すると思われる部分年金。
- 特別な制度を通じて、公務員に支払われる特別の老齢年金。

#### 該当しない給付の例

- 労働市場の理由による早期退職プログラムで失業の機能に分類されるものと健康上の理由による早期退職プログラムで障害の機能に分類されるもの。
- 疾病と保健の機能に登録される医療給付。
- 家賃補助援助のための手当。受給者の退職した後の状態（退職しているかどうかの状態 retired status）に特に関連しているものでなく、住宅の機能に登録されているもの。

### 1. Cash benefits 現金給付：

- 通常の退職年金：制度の法規または国家法によって定義された標準退職年齢に既に到達したために労働市場から退出した個人に対して支払われる、所得保障としての、**regular basis** の、定期的な現金給付。このカテゴリーには早期退職をしてしまった人も、現在制度の標準退職年齢に到達した人も含む（つまり、早期退職年金のカテゴリーから通常の退職年金のカテゴリーへの移転）。

- 早期退職年金：標準退職年齢に既に到達する前に労働市場から退出した個人に対して支払われる、所得保障としての、**regular basis** の、定期的な現金給付。このカテゴリーには早期退職の最低年齢条件を満たしているものまたは他の適当な要件や条件を満たしているものも含む（例、被保険者の年齢にかかわらず、保険料納付期間が 21 年間有る者に対して早期退職のオプションが与えられる制度：Regime collectif des allocations de retraite, モロッコ）。
- 一括給付：一括給付の形態をとる現金支払いで、退職時に現金を一括のみ支払うように設計されている制度の加入者に対して支払われる（例 職能年金基金制度）。
- 退職金（retirements grants）：1 度限りの現金給付で、定期的な年金給付の条件を満たしていない、社会保険制度の加入者に対して支払われる。
- その他の現金給付：現金給付で、世帯にかかる家事や介護などの諸活動（tasks）をおこなうために、第三機関によって支払われる援助（補助、保護）を目的とした手当。

## 2. Benefits-in-kind 現物給付：

- 退職者に供給される財やサービス（例 スイスの AVS（Assurance vieillesse et survivant）の受給者に対するある文化活動のための価格割引；交通サービス）。
- 住居斡旋と援助：専門的な養護ホーム特に老人ホームの住居斡旋や第三機関によって供給されるサービスの現物支給の償還。

### 3. 1. 2. Survivors' 遺族

この機能は被保険者が死亡したことによって生じる給付を対象としている。

該当する給付の例：

- 遺族年金の受給者に対して支払われる定期的な被扶養者のための手当。
- 遺児年金の規定受給年齢に達していない障害のある遺児に対して支払われる年金。

該当しない給付の例：

- 教育年金（例 パナマにおける教育を継続している孤児に対して支払われる教育手当）。しかしながら、この年金はこの質問表の調査対象となっていない。
- 遺族に提供されている医療の現物給付で、sickness and health の機能に登録されているもの。

## 1. Cash benefits 現金給付：

— 遺族年金：受給資格のある被扶養者に対して、**regular basis** で支払われる定期的な現金給付：

寡婦（寡夫）年金：配偶者に対して支払われる年金支給。

遺児年金：被扶養未成年に支払われる年金で、一般的に制度の法規で規定される年齢（脚注 1）まで支払われる。

他の被扶養者年金：被扶養両親/兄弟姉妹または他の人に対して支払われる年金。

— 一括給付：一括給付の形態をとる現金支払いで、被保険者の死亡に際して、現金を一括のみ支払うように設計されている制度の加入者に対して支払われる（例 養老基金制度）。

— 遺族給付金：1 度限りの現金給付で、定期的な遺族年金給付の条件を満たしていない、社会保険制度の加入者の遺族に対して支払われる。

— その他の現金給付：その他の現金給付で、手当、限定された埋葬補助給付、寡婦の再婚に対する一括給付金といった供給された財やサービスの償還ではないもの。

## 2. Benefits-in-kind 現物給付：

— 埋葬費：死亡した被保険者の埋葬費に対する償還。

— その他：遺族に対して支給されたその他の現物給付。

### 3. 1. 3. Invalidity/Disability 障害

この機能は、病気や傷害のために慢性的に就労不可能な健康状態（**non-occupational chronic condition**）となっているため、また、メンバーでなくなったり機能を失ったことによって（何のメンバー、機能）、収入を得るよう職に、完全にまたは部分的に、就くことができないような被保険者に対して支払われる給付を対象としている。

該当する給付の例

— 傷害による早期退職プログラムの下で支給される給付。

— 傷害年金の受給者に対して支払われる、定期的な扶養者のための家族手当。

該当しない給付の例

— 障害のある孤児に対して支払われる給付（たとえ孤児年金の受給の規定年齢を越して

いたとしても)で、それは遺族の機能に登録される。

- 原因が仕事に関連している重度または軽度の障害は労働災害の機能に属する。
- 医療の現物給付：prosthesis（補綴）と医療リハビリは疾病と保健の機能に属する。
- 標準退職年齢に達している障害給付の受給者に対する年金給付は高齢の機能に属する。

### 1. Cash benefits 現金給付：

- 障害年金（Full invalidity pension）：重度障害によって就労不可能となったために喪失した所得を保障するために、regular basis で支給される定期的な現金給付。受給は障害年金を 100%受給する資格を持つ。
- 部分的障害年金（Partial invalidity pension）：就労能力が 100%未満であると考えられる者に対して支払われる、所得保障として、regular basis で支給される定期的な現金給付。
- 早期退職年金：部分的に就労不能となったために標準退職年齢に達する前に労働市場から退出する受給者に対して、所得保障として、regular basis で支給される定期的な現金給付（例 健康を利湯として早期退職プログラムを通じて）。
- 一括給付：一括給付の形態をとる現金支払いで、退職に際して、現金を一括のみ支払うように設計されている制度の加入者に対して支払われる（例 養老基金制度）。
- 障害給付：1 度限りの現金給付で、定期的な年金給付の受給条件を満たしていない、社会保険制度の加入者に対して支払われる。
- その他の現金給付：手当やその他の現金給付で、供給された財やサービスの償還ではないもの（例 在宅療養手当）。

#### 脚注 1

多数の国で、孤児の、孤児年金の受給資格年齢は義務教育の修了年齢を考慮して設定されている。（例 多数の国で、16-18 歳と設定されている）しかしながら、孤児がさらに学業を継続する場合は、孤児年金の受給資格年齢を延長するといった対応がよく取られる。（例 21 歳まで）

### 2. Benefits-in-kind 現物給付：

- 供給された財やサービスの償還（例 在宅療養、障害者のための職業紹介と職業訓練、交通、文化活動、特別仕様の施設の斡旋）

### 3. 1. 4. Employment injury 労働災害：

この機能は被保険者の仕事に関連した障害、病気、就労不能 (incapability)、死亡に対する就労災害プログラムの下で支給される給付を対象としている。これはその状態を引き起こした職の就労を止めた後で、それが発生したとしても適応されるものである。

#### 該当する給付

- 就労災害や職業病と関連した全ての health care (保健)。
- 労働災害給付の受給者に対して支払われる、定期的な扶養者に対する家族手当。

#### 該当しない給付

- 職業とは関係しないものが原因 (non-occupational causes) となって起こった、災害と病気、障害と死亡は、疾病と保健の機能、障害の機能、遺族の機能に登録される。
- (仕事に関連した災害や病気によって死亡した、被保険者の) 遺族に支給される health care (保健) サービスは疾病と保健の機能に登録される。
- 扶養子どもの災害/上記に対する手当休職 (Leave) は、疾病と保健の機能に登録される。

### 1. Cash benefits to the insured 被保険者に対する現金給付

- 一時的な現金給付：職に関連した損傷によって就労不能となったために喪失した所得の保障を目的とした、regular basis の定期的に支払われる現金給付；就労不能状態が、一時的なものであるか、または限定された期間のものである場合である—一般的に国家法によって特定化されている (例 ルクセンブルグは 13 週)。
- 長期現金給付 (年金)：職に関連した損傷によって就労不能となったために喪失した所得の保障を目的とした、regular basis の定期的に支払われる現金給付で、就労不能状態が、恒久的なものか、または、一時的な現金給付でカバーされる期間よりも長引く場合に給付されるものである (例 ルクセンブルグは 14 週から)。
- その他の現金給付：その他の現金給付 (例 仕事に関連した災害による恒久的な身体的または精神的損傷が持続している人に対する定期的な給付に加えて、Quebec's CSST によって支払われる一括保障、在宅療養手当)

### 2. Cash benefits to survivors' 遺族に対する現金給付：

- 定期的な給付：仕事に関連した災害や職業病によって死亡した被保険者の扶養者に対

して井原割れる、**regular basis** の定期的な現金給付。この給付は配偶者、遺児（孤児）、他の扶養家族に対して支払われるものである。

— その他の現金給付：遺族に支払われるその他の言及給付で、供給された財やサービスに対する償還がないもの（例 埋葬補助給付）。

### 3. **Benefits-in-kind** 現物給付：

— 医療の現物給付：仕事に関連した災害や病気を患っている被保険者の健康を回復するために直接支給される全ての医療や薬剤。これにはセラピーや **medical visit and treatment**（通院治療）、**prosthesis** を含む。

— その他の現物給付：支給されたその他全ての財とサービス（損傷した衣類、埋葬費に対する償還）とその他の受給者の状態に関連して直接支給される現物支給（例 交通、料金の割引、文化活動）。

#### 3. 1. 5. **Sickness and health** 疾病と保健：

この機能は”被保険者の健康と就労能力を維持、回復、向上することと、被保険者の個人的ニーズを満たすことを目的として”支給される給付を対象としている（**ILO Convention 130, article 9**）。医学的治療や監督を必要とする病気や傷害によって緊急の (**acute**)状態となり休職せざるをえなくなつて人の、賃金喪失のために支払われる給付も含む（**ILO Recommendation 67, part 1, art.9**）。

該当する給付の例

- 就労不能期間中の被雇用者に対して支払われる、継続した（している）給与や賃金。
- 病気（疾病）給付の受給者に対して支払われる定期的な扶養者のための手当。
- 子どもや扶養者の病気の間、両親がとる病気（介護）休業。
- 供給されるサービスのタイプによって決まる外来治療か入院治療のいずれかで登録されている **prosthetic and orthopaedic appliances**（器具、設備、使用）。
- 医学的治療や支援を供給する全ての公的健康キャンペーン。
- 予防的治療（例 医学的検査（**medical check-ups**））や家族計画も対象となる。
- 出産に対して支給される全ての出産前と出産後の治療。

該当しない給付の例

- 貧困者の健康治療費用の償還は生活保護の機能に含まれる。

- 仕事と関連した健康治療は労働災害の機能に登録される。
- 1つの病気に対する病気（疾病）給付は一般的に給付期間が限定されている（例 メキシコでは最長 52-78 週）。この最大限の規定期間に従う場合、障害/病気が継続し傷害給付が支払われるならば、これらは障害の機能に登録される。
- 誕生給付（Birth grants）は家族の機能に登録される。
- 出産時に支払われる育児手当は家族の機能に登録される。
- 被保険者によって支払われる（supported）医療費の参加（co-payment）、フランチャイズ、両親の保険料は、この調査の対象害であり、扱われない。

### 1. Cash benefits 現金給付：

- 病気（疾病）給付：病気や傷害によって一時的に就労不能となったために所得を喪失した場合、所得保障の目的で、regular basis で支払われる定期的な現金給付。これはまた、扶養者を養うために被保険者に支払われる定期的な給付も含む（例 子どもの病気のために両親がとる病気（疾病）休暇）。
- その他の現金給付：集中治療のための手当、特別な賞与（割り戻し金）、結核の両親に支払われる手当。

### 2. Benefits-in-kind 現物給付：

- 入院患者治療：医療、リハビリ設備—病院—に最低 1 晩滞在した被保険者に支給される全ての医療サービス（例 医師に対する料金（診察料）、専門医に対する診察料、外科治療費、薬剤費）。患者が病院での治療の後で受ける回復（のための）施設で受けた治療も含まれる。
- 外来患者治療：医療設備に 1 晩滞在することはない被保険者に支給される全ての医療サービス（例 医師のカウンセリング室（診察室）での医療サービス、病院の外来部門で供給されるサービス、診療所や薬局（医務室）のような移動性の治療単位で提供されるサービス）。医療専門家が被保険者の家でおこなう治療も含まれる。
- 内科医のサービス（内科治療）：医療専門家によって供給されたサービスの料金（診察費）。
- 薬剤：薬剤の購入費。
- その他の現物給付：orthopaedic（整形外科）設備、交通や home-help といった非医療給付。



### 3. 1. 6. Family 家族：

この機能は子どもの養育やその他の扶養者の援助に関連した費用やニーズを賄うために家族に支給される給付を対象としている。一般的に家族給付は子どもがある年齢に達するまで（通常は義務教育修了年齢や高等教育の修了年齢と関連して決定される）給付される。さらに、多数の国で障害のある子どもの援助を目的とした家族給付は年齢制限が設定されていない。

#### 該当する給付の例

- 出産時に支払われる育児手当。
- 幼児の育児をする目的で家庭にいる父親に支払われる育児給付（parental benefit）。

#### 該当しない給付の例

- 高齡、障害、遺族、労働災害、疾病と保健、失業の機能の下で給付される家族給付は各々該当する機能に登録される。
- 疾病と保健の機能に含まれる健康治療サービス。
- 住宅の機能に登録されている住宅費の援助を目的とした家族保護と関連している家賃補助や住居斡旋の援助のための手当。
- 教育給付として支払われる手当や給付はこの調査の調査対象外である。それ故、調査票には含まれない。
- 疾病と保健の機能に登録される家族計画に対して供給されるサービス。
- 子どもや扶養者の病氣中に被保険者がとる病氣（疾病、介護）休暇は疾病と保健の機能に属する。

### 1. Cash benefits 現金給付：

- 出産給付：給付金の支給者によって規定された特約の出産前後の期間の間、就労不能による所得の喪失を保障するために、regular basis で支払われる、定期的な現金給付。一般的に、給付期間は12～14週である（例 アルゼンチンでは90日間、ベナンでは出産前6週間出産後8週間まで）。
- 定期的な支払い：子どもや他の扶養者のいる家族に対して、養育を援助する目的で、regular basis で支払われる現金給付。
- 父親に対する給付（Paternity benefits）（女性の出産期間中に、育児休業の間配偶者に対して支払われる）。

- 障害のある子どもに対する定期的な手当（例 ウクライナでは、16歳以下の障害の子どもへの養育に対して給付が支払われる）。
- 育児休業中に支払われる給付。子どもを育てるために仕事を中断する際に支払われる。
- その他の現金給付：子どもの養育や扶養者の援助を目的として、家族を補助するために支払われる現金給付。
- 子どもの誕生の際に支払われる出産給付金（maternity grant/birth grant）； 養子給付（adoption grant）； 育児給付（parental grant）。ある国では出産給付より多いかまたは少ない養育のための現金手当が支払われる（nursing cash allowance）（例 コスタリカでは母親が自分の子どもの世話をしない場合、4週間まで、養育のための現金給付がでる。脚注2）。育児用品給付（例 エクアドル、メキシコ）。
- （扶養者の世話をするために被雇用者が病気（疾病）休暇を取っている間に支払われる給付以外で）子どもや扶養者が病気の間、両親に支払われる特別な現金給付。
- その他の1回限りの現金手当（例 ボリビアの19歳以下の子どもに対する埋葬手当）。

脚注2

Social Security Administration: Social Security throughout the World – 1995, Washington, 1995

## 2. Benefits-in-kind 現物給付

- 子どもや扶養者の養育に関連した財、サービス、支出の償還。これには、ある国で給付されている現物の養育補助給付も含まれる（例 メキシコの出産後6ヶ月まで給付される養育のための現物給付）。
- ディ・ケア・サービス：就学前児童（保育所）、dependent children、その他扶養者対象。
- フォスター・ファミリーによる住居斡旋に対する給付； nursing home（療養所）。
- 減税、料金の割引、等（レジャー・センター、ホリデー・センター、等）。

### 3. 1. 7. Unemployment 失業

この機能は収入を伴う職を喪失したことに起因して発生する、被保険者に支払われる給付を対象とする。

該当する給付の例

- 労働市場の理由によって設立され、年金基金によってファイナンスされない早期退職プログラム。

- 失業給付の受給者に対して支払われる、定期的な扶養者のための家族手当。
- 失業者に対して支払われる、ミーン・テストド（資力調査条件付き）の失業に対する現金または現物給付。
- 失業給付の受給者であるかまたは受給資格のあった者に対して給付される職業訓練（したがって、以前に雇用されていた経験のない者は対象外となる）。

#### 該当しない給付の例

- 障害や病気によって収入を伴う職の喪失に対して支払われる給付は、各々の該当する機能に属する。
- 一度も雇用された経験のない若年に対する、現金または現物給付の形態をとる、訓練。
- 教育手当や給付はこの調査の調査対象外。教育手当/給付と職業訓練の手当/給付とは異なるものである。後者は雇用されているか、雇用された経験のある者が給付対象となっており、その給付目的は技能を向上させ就業機会を増加させることである。一方、前者は一般的に、正規の訓練（**formal training**）（例 学校教育、大学）を受ける費用を援助するために支給される。
- 職歴の形成（**career development**）や就業訓練（**job training**）といった **staff training** はこの調査の調査対象外である。
- 失業者を就業させる費用（**the costs of employment for the unemployed**）を捕縛するための公的な補助金はこの調査の調査対象外である。
- 出産休暇中に支給される現金給付は家族の機能に登録される（例 **Quebec** の出産給付は一部が失業プログラムを通じて支給されるが、そのような場合は家族の機能に登録される）。

### 1. **Cash benefits** 現金給付：

- （正規）失業給付（**regular unemployment benefits**）：収入をとまなう職をうしなうことによって喪失した所得や制度が定めるところの条件を満たす所得の所得保障をおこなうことを目的として、**regular basis**/で支払われる定期的な現金給付。このカテゴリーには全（**full**）給付（職の喪失による）と部分的（**partial**）給付（パート・タイムの失業、部分的な失業）を含む。給付は正規の職に就業することが可能で、正規の職を求職している保護対象に対して支給される。
- 特別な定期的な給付：制度が定めるところの（正規）失業給付の一般的な資格条件には該当しない者に対して支払われる定期的な現金給付（給付（正規）失業給付の給付資格を（以前は持っていたが）喪失してしまった者；長期の失業者に対する定期的な金銭的援助；（正規）失業給付を補足するような失業補助）。

- 退職/余剰手当 (severance/redundancy payments) : 本人の過失ではなく解雇された被保険者に対する一度限りの現金給付。
- その他の現金給付 : 資格のある者に対して支給される償還の必要のない現金給付や手当 (例 職業訓練手当)。

## 2. Benefits-in-kind 現物給付 :

- Active labour market services (積極的労働政策としての労働市場サービス) : 求職を技術的に logistically 勤務的に支援するために、被雇用者に対して支給されるサービス (例 placement office 職業紹介所)。
- 訓練 : 技術形成、技術向上、技術取得のために支給されるサービス。
- その他の現物支給 : 他に分類されない現物給付、特に、受給者の失業状態に応じた資力調査条件付きの給付 (例 失業者の衣食住に関する補助)。

### 3. 1. 8. Housing 住宅

住宅費を援助するために世帯に直接支給されるミーン・テストイドの給付。この機能の下での受給者は世帯であり、個人ではない。

該当する給付の例

- 現物給付の下で支給される、理論間での費用の差異 (理論的に認められる費用の差) が含まれる。
- 資産の市場価値と世帯が支払う売値。
- 資産に請求されるべき商業家賃と世帯が支払う実際の家賃。
- 商業抵当 (不動産) 金利と世帯に課せられる抵当 (不動産) 金利。

該当しない給付の例

- 他の機能のうちの 1 つに直接関係し、その機能に登録されている住宅給付 (例 高齢者給付の受給者に対しておこなわれる老人ホームの斡旋、失業者に対しておこなわれる住居斡旋)。

## 1. Cash benefits 現金給付 :

— 家賃補助：有資格の（該当する資格を持つ）世帯に支給される家賃手当）（例 固定定期現金給付、一括現金給付）。

## 2. Benefits-in-kind 現物給付：

- 家賃補助：賃貸住宅の助成。
- 家主に対する補助金：家主に対して支給される補助金とサービス（例 市場金利以下の金利、抵当（不動産債務）に対する補助金、建材（building material））。
- その他の現物給付：その他の財やサービス（例 不動産広告）。

### 3. 1. 9. Social assistance and others 生活保護その他：

定められた最低水準所得と最低限の生活必需品を保障するために特定の援助を必要とする個人やグループに対して支給される現金及び現物給付。この給付のほとんどはミーンズ・テストを基に所得（労働市場で得た所得であろうと年金所得であろうと）が貧困線以下の個人に対して支給されている。

該当する給付の例

- 現物支給でおこなわれる、薬物、アルコール乱用者のリハビリ。
- 社会的弱者や窮乏者に対して支給される住居斡旋（難民に対する避難所）。

該当しない給付の例

- 他の機能のもとで支払われる給付や他のリスクに応じて支払われる給付の受給者に対して支払われるミーンズ・テストに基づく給付（例 失業給付の受給者に対してミーンズ・テストに基づいて支給される失業援助（手当 employment assistance）衣食住の援助）。
- 住居に関する費用やニーズを賄うために世帯に支給される住宅給付。
- 民間の慈善組織（例 国際赤十字（the International Red Cross/Crescent Organization））によって支給される給付や援助はこの調査の調査対象外。

## 1. Cash benefits 現金給付：

- 定期的な現金給付：定められた最低水準所得を必要としている個人に対して支給する

ために、regular basis で支払われる定期的な現金給付。

— その他の現金給付：特定のニーズを軽減するために ad-hoc basis で（暫定的な基準で）必要としている個人に対して支給される現金手当、一括支払い、補助金。

## 2. Benefits-in-kind 現物給付：

— 資格のある者に対して支給される財やサービス。この機能はあらゆる住居斡旋を含む（難民に対する避難所）。

— その他の財やサービス（例 衣類、カウンセリング・サービス、meals-on-wheels を通じた食料援助（例 アメリカ合衆国）、フード・スタンプ（配給券））。

## 3. 2. Administrative expenditure 管理費

このカテゴリーには社会保護費の供給に直接的な責任を持つ制度に起因する運営管理費が該当する。保障の対象となっている個々のリスクに関連している費用を分析するために、個々の機能の管理費を分析（分解）したものを報告することとしている（つまり、高齢、障害、遺族、疾病と保健、失業、家族、住宅、生活保護機能について）。

該当する費用の例

— 給付をおこなったり、保険料を徴集したりする機関の管理費（例 管理スタッフの、雇用者の社会保険料拠出、管理事務所の運営費用、再保険費用等も含んだ給与や手当）。

— 固定資産の減価償却。

該当しない費用の例

— 病気や健康の機能に登録されている医療スタッフや para-medical staff の給与。

— その他の支出のカテゴリーに分類される負債（loan 貸付）の利子支払い。

— その他の支出のカテゴリーに分類される税支出。

社会保障期間が独自の医療施設を運営しているような場合には、管理費と医療サービスのための支出を区別することが困難であることが多い。したがって、このような場合のルールとして、全ての直接的な運営支出（例 薬剤）は疾病と保健の機能に登録するようにする。脚注 3

### 3. 3. Other expenditure その他の支出

このカテゴリーでは社会保障制度によるその他全ての雑多な支出、例えば、利子支払い (interest on loans)、所得と富 (資産) への課税、他に分類されないその他の雑費等が該当する。

### 3. 4. Transfers to reserves 積立金への繰入

Legally required transfers : 積立金への繰入とは、制度の法規によって毎年積立金へ繰入されることになっているような支出/所得の内の特定額または一定割合のこと、あるいは、ある規定された積立金の水準を達成維持するためにおこなわれる繰入のことである。積立金への繰入は”Contingency Reserves (偶発)”を含む。”Contingency Reserves”とは、保険の対象となっているリスクの (発生) 頻度や程度の予期しない一連の増加 (悪化) に備えるために、また、予期せずに経済状態が悪化している間の財政的ニーズに応えるために設立されている (例 病気、出産、労働災害に対する短期の給付を支給する制度) 脚注 4。また、保険料率の将来の上昇を円滑におこなうために創設された”Technical Reserves”も含まれる。

#### 脚注 3

ILO: Scheme of statistical tables for the practical application of a minimum programme of social security statistics (社会保障統計の清祥プログラムの実際的応用のための統計表の枠組み), *Revue internationale d'actuariat et de statistique de la securite sociale* no. 8, Geneva, 1992 (p.43-91).

#### 脚注 4

ILO: Handbook of Social Insurance Administration, Accounting and Financail Control (Volume III), Geneva, 1962.

## 4. Supplementary description of receipts items 収入の項目に関する補足的記述

社会保護の収入はプログラム (特定のリスク/ニーズをカバーするシステム) によって分類される。

- 高齢、障害、遺族プログラム
- 労働災害プログラム
- 疾病と保健プログラム
- 失業プログラム
- 住宅と生活保護プログラム

各々のプログラムに対して（住宅と生活保護プログラム、政府によって助成されておりそのため税収のみ報告されるものであるが、を除いて）、収入は所得のタイプ/源泉を基準とした4つのカテゴリーに分類される。

社会保険料

税

他の収入

積立金からの受入

#### 4. 1. Social contributions 社会保険料

被保険者によって、または、被保険者の代理によって、上記の9つのリスクのうちの1つに対して補填範囲を保障する目的で、社会保障制度/機関に対して支払われたもの。

保険料の被保険者と雇用者との間の比率が利用可能でない場合は、推計をしてもよい（例慣例法規の規定を基に）。このような場合は、説明を加えること。

##### 4. 1. 1. Employer's contributions 事業主拠出

1. 実際の社会保険料：雇用主によって社会保障制度に対してなされる現金支払いで、その目的は従業員、かつての従業員、雇用主の扶養のために社会保障給付の資格を保障することである。

— 個人事業主から。

— 政府から：雇用主としての能力をもった国やその他の自治体が支払う保険料。

2. Imputed 社会保険料：直接の給付支出をカバーするために現金で支払われるべきであった架空の保険料（例 雇用主が直接的に給付を支給するケース）。このような場合は、支給された給付をカバーするのに必要であった保険料を推計する必要がある（例 ドイツの公務員のように、高齢、障害、死亡、失業、労働災害、病気、健康、出産のリスクに対する、雇用主による、補填のための社会的保険料を支払わないケース）。

##### 4. 1. 2. Contributions paid by protected persons 被保険者によって支払われた保険料



1. 被雇用者による保険料：被雇用者が、あるリスクに対する補填を保障する目的で、社会保障制度に対して支払う保険料。
2. 自営業者による保険料：独立して仕事をしている個人（例 雇用主と自営業者（own-account workers））が、本人や扶養者のために、あるリスクに対する補填を保障する目的で、社会保障制度に対して支払う保険料。
3. 年金受給者による保険料：特定のリスクに対する保護を得るために、何らかの Kategorii の給付を受給している者によって支払われる保険料（例 パナマにおける老齢年金受給者の健康保健（health care）の保険料支払い、スイスにおける失業給付受給者の高齢、障害、遺族給付に関する社会保障制度への保険料支払い）。
4. 他の被保険者による保険料（自発的）：その他の Kategorii に属する者による保険料支払い（例 スイスにおける高齢、障害、遺族給付をおこなう社会保障制度に関して、voluntary basis で保障されている専業主婦）。

## 4. 2. Taxes 税金

この Kategorii には、赤字をカバーしたり、最低限の給付水準を保障することに関連した支出を援助するための、社会保障機関に対する支払いと、また、政府によって、被保険者に対して、ミーンズ・テストに基づく給付の形態で供給された財やサービスの費用が該当する。

### 4. 2. 1. Earmarked taxes 目的税

特定の社会保障給付をファイナンスするために課せられた levies や特別に設計された税。保険料とは異なり、これらの税はそれを支払う人々に対して特別な資格を発生しない。政府勘定（the Government accounts）の文脈では、所得（徴集された税）と支出（支給された社会保障給付）との間に直接的な関連がある。

これらの levies や特別税は、アルコールや清涼飲料水に対する税の一定割合（例 アルゼンチンの高齢給付）、連邦政府の所得税収の一定割合（例 オーストリアにおける Family Allowance Equalization Fund への移転）、自動車保険や入院保険プレミアム（保険料、掛け金）の加重負担（surcharge）からの収入、償還可能な薬から得られる利益に課せられた税からの収入（例 ベルギーの医療給付）、目的税からの政府の拠出（contribution）（例 ブラジルの高齢給付と失業給付）、になる（からなる）。

#### 4. 2. 2. **General revenues** 一般収入

目的税以外を源泉とする政府財政。

#### 4. 3. **Other receipts** 他の収入

社会保障制度の雑収入

#### 4. 3. 1. **Income from investments** 資産収入

制度の資産から得られた所得（つまり、銀行や他の金融機関の預金から得る利子収入、有価証券からの所得）

#### 4. 3. 1. **Other receipts** その他

雑収入、例えば、遅延支払いに対する罰金、保険請求、贈与。

#### 4. 4 **Transfers from reserves** 積立金からの受入

積立金が減少したことから発生した所得で、それは、他の財源からの所得の当該年（current）の不足分を埋め合わせるために必要となる。

### 5. **Supplementary description of the Balancing Item** 調整項に関する補足的記述

リスクのカバーを主業務とする機関、つまり、雇用主からの社会保険料を徴集し、故に、全てが公共の財源でファイナンスされていない機関の、会計構造においては、調整項は、一支出については－、所得の剰余（黒字）または所得の不足（赤字）の何れかを表しており、それは、プラスかマイナスの記号で示される。